

令和3年度実績評価書
(要旨)

令和4年10月
国家公安委員会・警察庁

凡 例

1 各業績指標の達成度の評価基準について

○ 達成（記号：◎）

指標を全て達成していると認められるもの

○ おおむね達成（記号：○）

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

○ 達成が十分とは言い難い（記号：△）

指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

2 各業績目標の達成度の評価基準について（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

○ 目標超過達成（記号：●）

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

○ 目標達成（記号：◎）

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

○ 相当程度進展あり（記号：○）

一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

○ 進展が大きくない（記号：△）

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

○ 目標に向かっていない（記号：×）

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても

目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

3 政策への反映の方向性について

○ 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

○ 改善・見直し

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業の廃止・縮小をするとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

○ 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部の廃止、休止又は中止をするもの

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

※ この政策体系は、令和3年度に公表された評価に係るもの

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 総合的な犯罪抑止対策の推進	-
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	-
	3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	-
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	-
	2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	-
	3 捜査への科学技術の活用	-
	4 被疑者取調べの適正化	-
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	-
	2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	1
	3 国際組織犯罪対策の強化	-
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	-
	2 運転者対策の推進	-
	3 道路交通環境の整備	-
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	3
	2 災害への的確な対処	5
	3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	7
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	-
7 安心できるIT社会の実現	1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	9

基本目標3 組織犯罪対策の強化

業績目標2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

業績目標達成のために行った主な施策

- 総合的な特殊詐欺対策の推進
- 関係警察相互の連携
- 広報啓発活動の推進
- 特殊詐欺対策のための資機材の整備
- 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進
- 固定電話番号の悪用への対策

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

- 業績指標①：特殊詐欺の認知件数及び被害総額

達成目標：過去5年間の平均値を下回る。

達成状況：◎



- 業績指標②：特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員

達成目標：過去5年間の平均値を上回る。

達成状況：○



- 参考指標①：特殊詐欺の検挙率



- 参考指標②：特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員

	28年	29年	30年	元年	2年	3年
検挙件数(件)	4,084	4,405	4,122	3,673	3,556	3,393
検挙人員(人)	2,905	3,307	3,046	2,779	2,710	2,530

検挙・予防の両面から各種対策を推進した結果、業績指標①の特殊詐欺の認知件数及び被害総額については過去5年間の平均値を下回り、また、業績指標②の特殊詐欺の検挙件数については過去5年間の平均値を上回ったが、検挙人員については過去5年間の平均値を下回った。

高齢者を中心に依然として高い水準の被害が発生し、その犯行手口の多様化・巧妙化もみられることから、今後も対策を一層強化する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 広報啓発活動等の被害防止対策
- 犯行ツール対策
- 効果的な取締り

等

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

過去の主な取組

被害防止対策

- 「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）と共に、公的機関、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、広報啓発活動を実施
- 捜査過程で入手した名簿を集約還元し、コールセンターからの架電等による注意喚起
- 金融機関・コンビニ等関係事業者と連携した被害の未然防止対策等

犯行ツール対策

- 犯行に使用された固定電話番号の利用停止及び新たな固定番号の提供拒否を要請
- 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、事実上利用できなくする「警告電話事業」を実施
- 架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の流通を遮断するため、犯罪収益移転防止法等による積極的な検挙活動の実施等

取締り

- 「だまされたふり作戦」の実施等による「受け子」等の検挙
- 犯行拠点の摘発
- 突き上げ捜査等による中枢被疑者の検挙等

現状

特殊詐欺をめぐる情勢

- 各種対策の推進により、国民への手口の周知等の一定の成果を上げているものの、犯罪者グループ等は犯行の手口を巧妙に変化させており、被害は依然として高水準
- 令和3年の検挙人員が過去5年間の平均を下回る状況

課題

被害防止対策

- 被害者をだます際に用いられるツールは、**電話が大半を占めることが特徴的**であり、被害防止のためには、そもそも犯人からの電話を受けないための対策や、特殊詐欺が疑われる電話を看破するための対策を推進する必要（だます手段として最初に用いられたツール）
特殊詐欺全体では**電話が88.9%**
オレオレ型特殊詐欺の約99%、還付金詐欺の100%
- 手口別にみると、令和3年は、**還付金詐欺の認知件数（前年比+122%）が大きく増加**し、発生地域の拡大もみられるなど深刻な状況

犯行ツール対策

- 預貯金口座、携帯電話、電子マネー利用者番号等の転売・買取り等を行う悪質な事業者が依然として存在
- 電話転送サービスや050IP電話等が犯行に利用されるケースが多くみられる

取締り

- 中枢被疑者、指示役、現場実行犯等の役割分担による犯行の分業化と、それぞれが互いの素性を明かさず、連絡の痕跡を残さない匿名化の進展
- 犯行拠点の多様化・小規模化と、短期間で移転する傾向の強まり

今後の取組の重点

被害防止対策

- 犯人からの電話を直接受けないための対策として、**迷惑電話防止機能を有する機器**（警告音声、自動通話録音等の機能を有する機器）の設置を促進
- AIを活用した通話データの解析**による、特殊詐欺が疑われる電話の警察への通報・家族への連絡を実施（警視庁）
- 犯人が被害者と通話してATMへ誘導し、振込操作をさせる手口である還付金詐欺への対策として、**金融機関と連携したATMに起因する被害への防止対策**の推進等
→ **官民連携した防犯対策を一層推進**

犯行ツール対策

- 050IP電話番号の利用停止等の要請を積極的に推進
- 犯行ツールに係る悪質な事業者について、情報収集を強化し、あらゆる法令を駆使した取締りの推進等
→ **犯行ツール対策を一層徹底**

取締り

- 突き上げ捜査に加え、特殊詐欺の背後にいるとみられる暴力団等の犯罪者グループ等の実態解明と、組織に実質的な打撃を与える取締りの推進
- 被害認知直後からの関係都道府県警察が連携した迅速な初動捜査の徹底や、合共同捜査による効率的な捜査等の推進等
→ **被疑者の取締りを一層強力に推進**

業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処

業績目標達成のために行った主な施策

- 重要施設等の警戒警備
- 重大テロ事案等対処に係る各種訓練
- 大規模警衛・警護警備
- 関係機関との情報交換等の連携
- 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等
- 不法滞在者等の取締り等



重要施設の警戒警備

評価結果の概要等

評価結果：×（目標に向かっていない）

- 業績指標①：治安警備及び警衛・警護の実施状況（事例） 達成状況：△
達成目標：国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。
 警備対象の安全を確保するための警戒警備を実施した。しかしながら、安倍元総理に対する銃撃事案が令和4年7月8日発生し、警察庁において検証を行った結果、一部の警護を除き、警護の実施はもとより、警護計画の作成やその前提となる危険度の評価を行うための情報収集等を都道府県警察に委ねていた実態等が明らかとなり、警備における警察庁の関与をはじめ、警護を担う組織体制の強化等警護において同様の事態を二度と生じさせないようにするための具体的な対策を講じることとなった。
- 業績指標②：主要警備対象勢力(注)に係る犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙人員並びに検挙事例）(注 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象) 達成状況：△
達成目標：主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間並みの水準を維持する。
 令和3年中、オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員は目標を上回り、重大テロ事案等を含む警備犯罪の予防鎮圧を図ることができた一方で、極左暴力集団に係る事件検挙件数・検挙人員及び右翼運動に伴う事件検挙件数・検挙人員は目標を下回り、達成目標には至らなかった。
 他方で、極左暴力集団に係る事件について、革労協反主流派の最高幹部を検挙して中央拠点を摘発するなど、組織の実態解明に努めたほか、右翼運動に伴う事件については、大規模警備に伴う警戒警備において、警備犯罪の未然防止を図り、国の公安の維持に努めた。
- 参考指標①：重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数

項目	28年	29年	30年	元年	2年	28～2年 (平均)	3年
国民保護共同訓練（回）	22	29	24	20	11	21	20
自衛隊との共同訓練(回)	42	39	36	32	22	34	9
海上保安庁との共同訓練(回)	36	29	32	31	32	32	32

【その他の参考指標】

- ②：重大テロ事案等の発生件数 ③：治安警備及び警衛・警護実施件数
- ④：不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数

業績指標①については、安倍元総理に対する銃撃事案が令和4年7月8日発生し、警察庁において検証を行った結果、一部の警護を除き、警護の実施はもとより、警護計画の作成やその前提となる危険度の評価を行うための情報収集等を都道府県警察に委ねていた実態等が明らかとなり、警備における警察庁の関与をはじめ、警護を担う組織体制の強化等警護において同様の事態を二度と生じさせないようにするための具体的な対策を講じることとなった。こうした警護の現状を踏まえると、令和3年度の目標の達成状況としては、目標に向かっていないと言わざるを得ないと判断する。
 業績指標②については、目標達成に至らなかったものの、主要警備対象勢力は、依然として「テロ、ゲリラ」を引き起こすおそれがある。
 2023年のG7サミットや2025年の大阪・関西万博を見据え、国の公安の維持のため、警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施に係る業績目標を新たに設定するとともに、重大テロ事案等の未然防止を図るための取組を推進する必要がある。



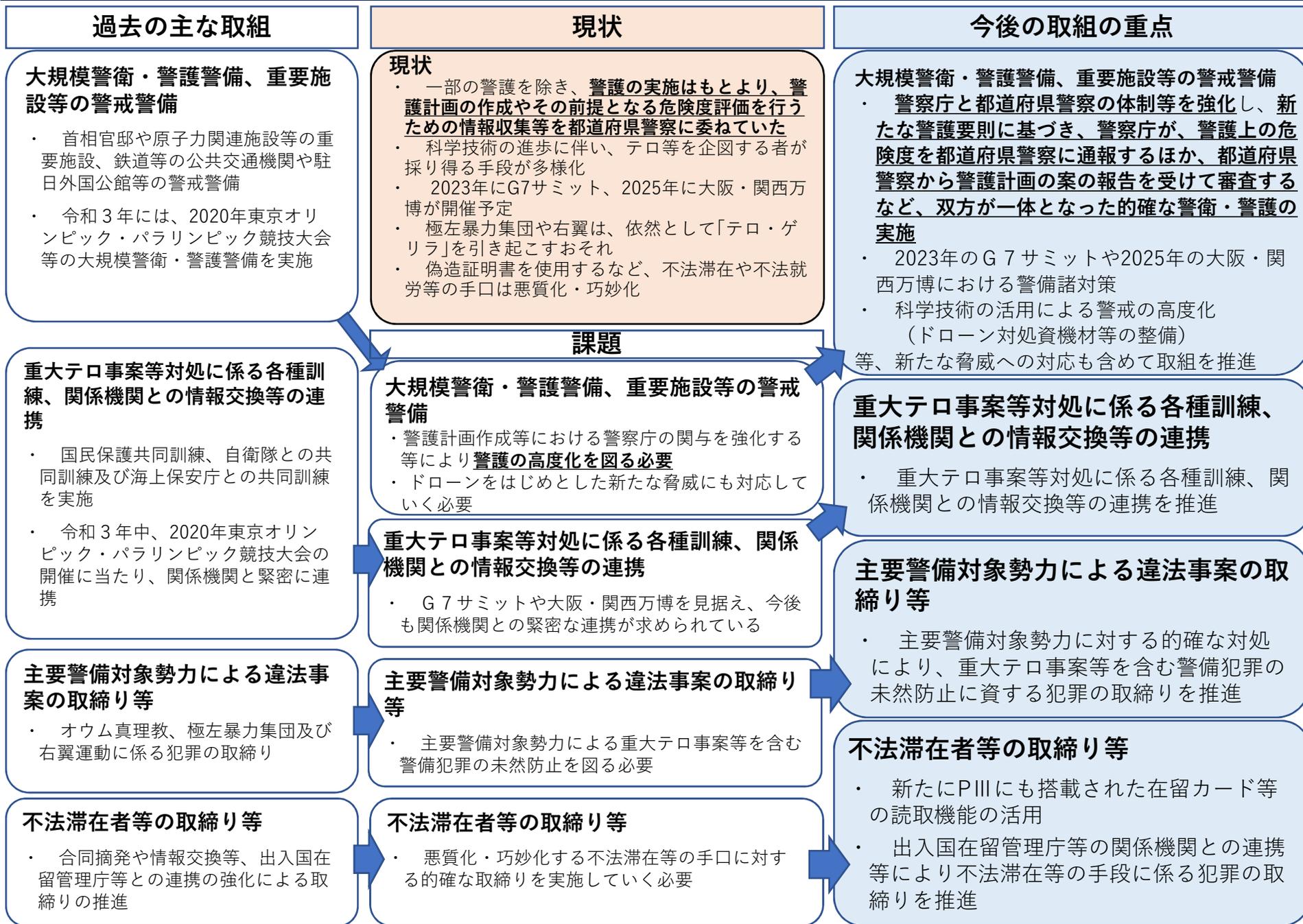
政策への反映の方向性

改善・見直し

- 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施
- 装備資機材等の充実・強化
- 主要警備対象勢力に対する的確な対処

等

重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処



基本目標 5 国の公安の維持

業績目標 2 災害への的確な対処

業績目標達成のために行った主な施策

- 災害警備活動
- 災害対策用資機材の整備
- 災害への対処に係る関係機関との合同訓練
- 関係機関との情報交換等の連携



災害警備活動

評価結果の概要等

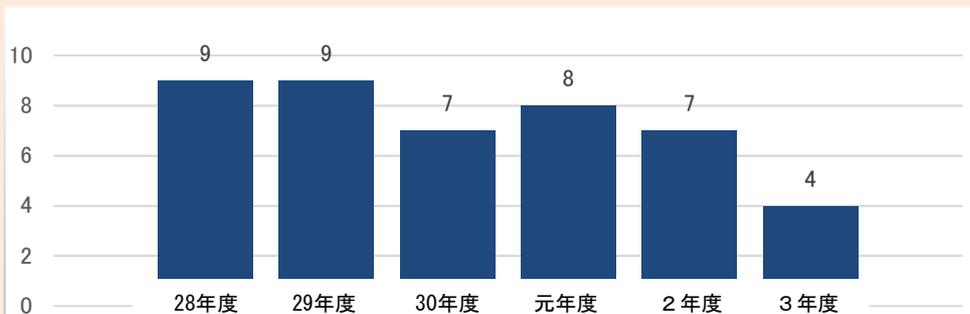
評価結果：○（相当程度進展あり）

- 業績指標①：災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況
（各種訓練の実施件数及び事例）

達成状況：○

達成目標：関係機関との合同訓練の実施件数について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。

管区広域緊急援助隊合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数（回）



※ 3年度については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、北海道・東北管区、近畿管区、中国四国管区（平成31年に統合）及び九州管区警察局での訓練が中止となった。

- ・ 令和3年度、警視庁・東日本災害警備訓練施設において、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、D-MATと警視庁広域緊急援助隊との合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図った。
- ・ 令和3年度、千葉県内において、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、消防、自衛隊及びD-MATと関東管区警察局広域緊急援助隊との合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図った。

- 業績指標②：災害警備活動の実施状況（事例）

達成状況：◎

達成目標：災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。

- ・ 令和3年2月の福島県沖を震源とする地震では、関係警察は、所要の体制を確立して災害警備活動を実施した。
- ・ 令和3年7月1日からの大雨では、関係警察は、所要の体制を確立して災害警備活動を実施した。
- ・ 令和3年8月の台風第9号及び第10号では、関係警察は、所要の体制を確立して災害警備活動を実施した。

- 参考指標：①災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員
②警察災害派遣隊として被災都道府県警察に派遣された警察官出動延べ人員

業績指標①についてはおおむね目標を達成し、業績指標②については目標を達成していることから、業績目標については「相当程度進展あり」と認められる。引き続き、災害発生時における的確な対処のための取組を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置の推進
 - 装備資機材の整備や体制の強化
- 等

災害への的確な対処

過去の主な取組

災害警備活動の実施

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係都道府県警察は所要の体制を確立

災害対策用資機材の整備

- ・ 災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊の装備資機材等の充実

災害への対処に係る関係機関との合同訓練

- ・ 全国の都道府県警察における各種実践的訓練の実施による災害対処能力の充実強化

関係機関との情報交換等の連携

- ・ 災害発生時の対処等について、関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携の実施

現状

大規模災害の頻発化・激甚化

- ・ 令和3年7月1日からの豪雨
- ・ 令和3年8月の大雨 等

課題

災害警備活動の実施

- ・ 令和3年中は、令和3年7月1日からの豪雨、令和3年8月の大雨等の災害について、災害警備本部を設置するなど、所要の体制を確立し、また、他県から広域緊急援助隊を派遣するなど、的確に災害警備活動を実施

(参考) 被災都道府県警察に派遣された警察官出動延べ人数
令和3年7月1日からの豪雨 …4,152人
令和3年8月の大雨…364人

- ・ 被災現場においては、自治体、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携して、被災者の救出救助活動を実施

今後とも災害の発生に伴う被害の最小化等を図るための的確な警備措置を講じる必要性

(参考) 令和3年中の災害対応に係る新たな取組

- ・ 令和3年2月、警察用航空機を災害対応における警察機動力の中核と位置付ける制度改正等を実施
- ・ 令和3年4月、警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)を発足

今後の取組の重点

災害警備活動の実施

- ・ 大規模自然災害等の重大事案が発生した場合において、救出救助部隊等を広域的に運用するなど、関係都道府県警察におけるより効果的な体制を確立するとともに、被災者の救出救助活動等の災害警備活動を的確に実施

災害対策用資機材の整備

- ・ 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向け、過去の災害の教訓も踏まえつつ、災害対策用資機材の整備を推進

災害への対処に係る関係機関との合同訓練

- ・ 大規模自然災害等の重大事案が発生した場合において、被災現場で関係機関と連携した活動が行えるよう、自治体、消防機関、自衛隊等の災害への対処に係る関係機関との合同訓練を実施し、訓練内容を不断に見直すなど、連携の強化を図る

関係機関との情報交換等の連携

- ・ 引き続き、関係機関との情報交換等の連携強化に向けた取組を推進

業績目標3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

業績目標達成のために行った主な施策

- 官邸、関係機関等との連携
- 外国治安情報機関等との情報交換
- 情報収集・分析機能の強化



大規模商業施設における合同テロ対処訓練

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

- 業績指標①：国内外の関係機関との情報交換等の連携状況（事例） 達成状況：○
 達成目標：国内外の機関との情報交換をはじめとした関係機関との連携を強化する。
 - ・ 令和3年7月から9月にかけて開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国治安情報機関、国際刑事警察機構（ICPO）等との緊密な連携の下、テロ関連情報の収集・分析を実施。
 - ・ テロリストの入国を阻止するため、出入国在留管理庁、税関等の関係機関と連携し、水際対策を実施。
- 業績指標②：北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に係る事案への取組状況（事例） 達成状況：○
 達成目標：北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に対する取組を推進する。
 - ・ 北朝鮮による拉致容疑事案等について捜査・調査を推進
 - ・ 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙
- 参考指標：①国内における国際テロの発生件数
 ②海外における国際テロの発生状況（事例）

業績指標①及び②については、目標をおおむね達成したといえる。一方、我が国に対する国際テロの脅威は継続していること、北朝鮮による拉致容疑事案等についての捜査・調査等が引き続き求められていること等を勘案すると、業績目標の達成に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- 情報収集・分析体制の強化
- 国内外の関係機関との情報交換 等

対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

過去の主な取組

官邸、関係機関等との連携

- ・ 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に政府の意思決定に資する情報を提供
- ・ 経産省等との連携による経済安全保障の推進
- ・ テロリストの入国防止のため、出入国在留管理庁、税関等と連携した水際対策等

外国治安情報機関との情報交換等

- ・ 全国の都道府県警察における各種実践的訓練の実施による災害対処能力の充実強化
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外国治安情報機関等との緊密な連携・情報交換
- ・ 国家公安委員会委員長のG7内務大臣会合への参加やG7ローマ/リヨングループ会合におけるテロ対策実務者会合への参加を通じたG7各国等との関係強化
- ・ 世界各国の国際テロ対策実務担当者に対する研修の実施
- ・ 拡散に対する安全保障構想（PSI）への参加
（※大量破壊兵器関連物資等の拡散阻止のための取組）
- ・ 外国治安情報機関との協力による対日有害活動の実態解明等

情報収集・分析機能の強化

- ・ 国際テロの未然防止、北朝鮮による拉致容疑事案等や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に対する取組の推進等

現状

対日有害活動の多様化・潜在化

- ・ 安全保障の裾野が経済や技術の分野に拡大
- ・ 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等における第三国を経由する迂回輸出等、手口が悪質かつ巧妙化

我が国に対するテロの脅威の継続

- ・ テロリストによるオンライン上での欧米諸国へのテロの呼び掛けの継続
- ・ コロナの移動制限緩和後に事前に計画されたテロ攻撃が多発するとの懸念

課題

国内外機関との連携・情報交換等

- ・ 経済安全保障の確保は政府全体の喫緊の課題
- ・ 大量破壊兵器関連物資等の拡散は、国際社会における安全保障上の脅威
- ・ G7サミット、大阪・関西万博等の国際的な大規模行事が開催予定

情報収集・分析機能の強化

- ・ 技術情報等の流出防止のため、企業や研究機関による自主的な取組強化の必要性が高まる
- ・ 令和3年中、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙
- ・ 拉致容疑事案等の全容解明に向け、関係機関と連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査を推進

今後の取組の重点

官邸、関係機関等との連携

- ・ 内閣情報会議、合同情報会議等において、引き続き政府の意思決定に資する情報を提供
- ・ 今後の大規模行事の予定も踏まえ、テロリストの入国防止に向けて、関係省庁と連携した水際対策の実施
- ・ 経産省等との連携による経済安全保障の推進に関する取組の一層の強化等、引き続き官邸、関係機関等との連携を推進

外国治安情報機関等との情報交換

- ・ 外国治安情報機関との協力による経済安全保障に関する取組の推進
- ・ PSI阻止訓練への参加
- ・ サミット、万博等を見据えた連携
- ・ G7各国等との連携
- ・ 世界各国の国際テロ対策実務担当者に対する研修の実施等、引き続き外国治安情報機関等との情報交換を推進

情報収集・分析機能の強化

- ・ アウトリーチ活動等、経済安全保障に関する取組を一層推進するため、経済安全保障室の設置等の体制強化と都道府県警察職員への教養の推進等、国際テロの未然防止、対日有害活動に対する取組を徹底

基本目標7 安心できるIT社会の実現

業績目標1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

業績目標達成のために行った主な施策

- サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発
- サイバー犯罪等取締り等のための国際連携の強化
- 効果的な抑止・捜査手法の活用 of 推進
- 重要インフラ事業者、関係機関、産業界等との連携強化

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

- 業績指標① サイバー犯罪対策に係る取組状況（事例） 達成状況：○
達成目標：サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。

- ・ 令和3年に実施したランサムウェア被害を受けた企業・団体等に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、ランサムウェア被害の未然防止対策等について、警察庁ウェブサイトにおいて注意喚起を実施した。
- ・ 被害の潜在化その他のサイバー犯罪の温床となっている要素・環境の改善を図る観点から、一般財団法人日本損害保険協会等と連携して、サイバー犯罪に係る防犯対策に関する広報啓発活動を推進するとともに、警察への通報を促進するための取組を推進した。

- 業績指標② サイバー攻撃対策に係る取組状況（事例） 達成状況：○
達成目標：関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。

- ・ 令和3年7月、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバー攻撃集団APT40によるサイバー攻撃に関する外務報道官談話の発表に合わせて連名で注意喚起を実施した。同注意喚起では、不審な動きを検知した場合における、所管省庁及びセキュリティ関係機関への速やかな連絡並びに警察への相談を求めた。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバー攻撃対策として、競技会場を管理する事業者等との共同対処訓練を実施したほか、大会期間中には、24時間体制での即応体制を整え、サイバー攻撃発生時の対応に万全を期した。

- 参考指標：④インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数
 ⑥サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数

	28年	29年	30年	元年	2年	28～29年 (平均)	3年
参考指標④ インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報 件数(件)	33,284	27,016	35,951	26,656	63,189	37,219.2	41,944
参考指標⑥ サイバー空間における探索行為等とみられる アクセス件数(件/日・IPアドレス)	1,692.0	1,893.0	2,752.8	4,192.0	6506.4	3,407.2	7,335.0

【その他の参考指標】

- ① サイバー犯罪の検挙件数
- ② サイバー犯罪等に関する相談受理件数
- ③ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額
- ⑤ サイバー防犯ボランティア団体数
- ⑦ サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数（延べ人数）
- ⑧ 外部委託教養受講者数（警察庁実施）

各業績指標については目標をおおむね達成したといえる。令和3年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数（参考指標⑥）が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数（参考指標②）が引き続き高い水準となったことから、基本目標の達成は道半ばであり、今後も取組を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- サイバー空間と実空間の融合が高度に深化した社会の到来を見据えた、
- 人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化
 - 民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化
 - 被害防止のための広報啓発の推進
- 等

デジタル社会の安全・安心の確保

過去の主な取組

実態把握と社会変化の適応力の強化

- サイバー空間の脅威に関する情勢の把握、新たな手口のサイバー事案への対応、情報技術の解析の更なる活用等の推進
- サイバー事案に対する捜査及び実態解明の推進

等

国際連携の推進

- サイバー事案に係る捜査における国際捜査共助の適切な実施
- 外国捜査機関等との情報交換や職員派遣
- サイバー犯罪条約委員会会合等の国際会議への出席

等

官民連携の推進

- 産学官の知見等を活用し、サイバー空間の脅威に対処するための環境の整備を推進
- 関係省庁、民間事業者等と連携した広報啓発活動を推進

等

現状

サイバー空間をめぐる情勢

- デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間の公共空間化がさらに加速
- 新しいサービスや技術を悪用した犯罪が続々と発生し、その手口は悪質・巧妙化
- ランサムウェアによる被害が拡大するとともに、不正アクセスによる情報流出や、国家を背景としたサイバー攻撃が発生等

→ サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻

ランサムウェアによる被害の報告件数

令和2年下半期	令和3年上半期	令和3年下半期
21	61	85

課題

実態把握と社会変化への適応における課題

- 依然として、サイバー事案に係る被害が潜在化しているとの指摘
- 国家を背景としたサイバー攻撃の実施者は特定、逮捕、検挙が困難

国際連携の課題

- 依然として、国際共同捜査への参画が低調
- 実務者レベルでの顔の見える関係の構築の必要性

官民連携の課題

- SMS認証の不正な代行等新技术・サービスを悪用した事例の登場
- 不安感が広がる一方、個人、事業者におけるセキュリティ対策の実施に十分結びついていない

今後の取組の重点

実態把握と社会変化の適応力の強化

- 通報・相談しやすい機運の醸成や環境整備等を推進
- 関係省庁と連携し、解明された情報の適切な公表等による更なる被害の抑止（パブリック・アトリビューション）に取り組む等

国際連携の推進

- 令和4年4月に新設された警察庁サイバー警察局及び国の捜査機関である関東管区警察局サイバー特別捜査隊において、国際共同捜査への積極的な参画に向けて外国捜査機関等との継続的な信頼関係を構築
- 外国捜査機関等への職員の派遣・配置等による関係構築の更なる推進等

官民連携の推進

- 地域において活動する多様な主体との連携
- 産学官の知見等を活用した対策の推進
- 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進
- 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

等